第2回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時　　令和8年8月26日（水）午前9時30分から午前10時02分

2. 開催場所　　網走市役所3階会議室

3. 出席委員　　17人

会長	17番	山田健一
会長職務代理者	15番	山本　登
委員	1番	渡辺郁也
	2番	遠藤政昭
	3番	安達耕平
	4番	谷口武寛
	5番	川尻秀一
	6番	鬼塚秀明
	7番	中川一弘
	8番	福田　稔
	9番	藤田政揮
	10番	松尾貴子
	11番	鎌田直人
	12番	遠藤康範
	13番	佐藤慎哉
	14番	川崎伸弘
	16番	首藤勝広

4. 欠席委員　　無し

5. 議事日程

報告第　1号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の変更について
議案第　1号	現況証明について
議案第　2号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第　3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第　4号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定及び同計画策定の要請等について
議案第　5号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく「網走市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに係る意見について

6. 議事録署名委員　　1番　渡辺郁也　　4番　谷口武寛

7. 出席事務局職員

事務局長	佐藤岳郎
事務局次長	東出信幸
農地係長	石垣友伯
農地係主査	廣野　武
農地係主事	三品里桜

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第2回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	（挨拶）
事務局長	次に、会議の議長についてでありますが、網走市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。 本日の会議の議事録署名委員として、1番、渡辺委員、4番、谷口委員の両委員を指名いたします。 それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の変更について」、事務局に報告の説明を求めます。
事務局	（報告第1号の朗読説明）
議長	報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 （質疑なし） なければ、以上で報告を終わります。それでは、議案の審議に入ります。初めに、議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	（議案第1号の朗読説明）
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 （質疑なし） それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	（議案第2号の朗読説明） なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものです。許可不要要件については、別紙資料1の1頁に記載してます。以上です。
議長	議案第2号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 （質疑なし） それでは、おはかりいたします。議案第2号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	（議案第3号の朗読説明） なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2頁に記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのことです。
議長	議案第3号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ござい

議長	ませんか。 （質疑なし） それでは、おはかりいたします。議案第3号については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定及び同計画策定の要請等について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	（議案第4号の朗読説明） なお、議案第4号の農用地利用集積等促進計画(案)の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等の各要件を満たすことが必要です。各要件につきましては別紙資料1の3頁に記載してます。
議長	ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。
7番	はい。特にございませんでした。
議長	議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 （質疑なし） それでは、おはかりいたします。議案第4号の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく「網走市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに係る意見について」を議題としますが、説明者の入室のため、暫時、休憩といたします。委員各位におかれましては、そのまま自席でお待ち願います。 （暫時休憩） （市農林課職員　入室し着席） 休憩前に引き続き再開します。はじめに、事務局に議案の説明を求めます。
事務局	（議案第5号の朗読説明） 同基本構想の見直し内容の詳細等については、市農林課よりご説明いたします。 （資料No.2により市農林課長説明）
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑・ご意見等ございませんか。 （質疑なし） 委員各位からは質疑がないようですので、私から1つご質問します。基本構想の見直し案の項目第7「遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項」において、「農業委員会と連携・調査し、地域における農地の調整活動や農地中間管理機構を積極的に活用し」という内容の文面になっています。しかし、農地中間管理機構は、受け手がいない農地については基本的に取り扱わないと認識しています。遊休農地の発生防止に努めることはもちろん大事なことではありますが、農地中間管理機構を活用しても解決できないのではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。
市農林課	確かに、議長ご指摘のとおり、農地中間管理機構が受け手のいる農地しか取り扱わないという姿勢であることは認識しています。本来は、そのままでは売買・貸借が難しい農地であっても、農地中間管理機構が一度集約・整備して使いやすくした上で売買・貸借を進めるのであれば、まだ、中間管理の意味はあるのかと思いますが、現状の「単に

市農林課

右から左へ農地を流すだけで手数料を徴収する」かのような運営手法には、市農林課としても非常に違和感を抱いています。このため、市としては機会あるごとに、国や北海道に対して「現行の仕組み・やり方はおかしいのではないか」と強く改善要望を出しております。農業委員会の皆様におかれましても、国や道に対して、そういった要望を上げていただければと考えております。見直し案のこの部分の文言は、我々も違和感を覚えているところではありますが、北海道の考え方に即してこのように記載させていただいたことをご理解いただければと思います。

議長

ぜひ、市農林課も、国や道に対して、「現場ではこういった声が上がっている」ということで強く改善要望を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その他、質疑・ご意見等ございませんか。

（質疑なし）

それでは、おはかりいたします。議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく「網走市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに係る意見について」は、特段意見無しとして、同意することに御異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認め、同意することとして決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第2回総会を閉会いたします。